

申請者各位

株式会社 住宅性能評価センター

消費税率引き上げに伴う評価料金・検査料金等の取扱いについて

平素より各種申請にてご利用頂き、誠に有難うございます。

さて、2019 年 10 月 1 日に予定されている消費税率の引き上げが実施された場合、各種申請手数料に適用される消費税の扱いについて以下のとおりご案内させていただきます。

消費税率引き上げの対象となる申請について

消費税率 10% が対象になる申請は『成果物発行日等』が 2019 年 10 月 1 日以降の申請になります。
《 成果物とは：申請者が取得する書類です。（【参考】をご確認ください。） 》

各種申請の取扱いについて

申請時に「成果物（評価書・適合書・通知書等）」の発行が 2019 年 10 月 1 日以降になる見込みの場合は、消費税率 10% を適用した手数料でご請求いたします。

差額の追加請求と返金について

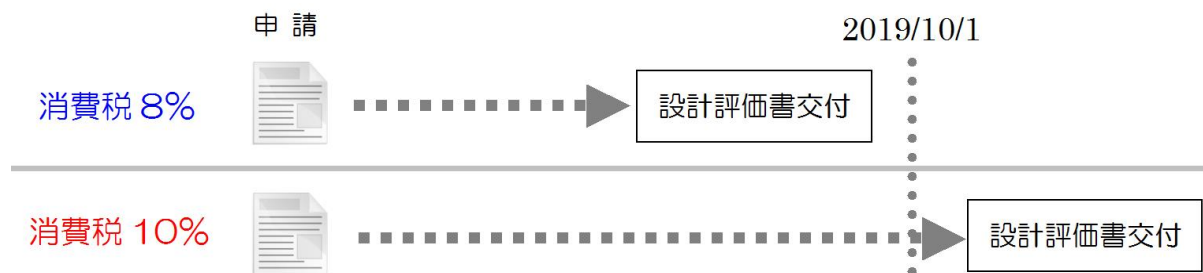
お支払いいただきました消費税率と実際に適用になった消費税率に相違が発生した場合は、2% 分の差額をご返金又は追加でご請求させていただきます。

（返金の方法は、貴社ご指定の銀行口座に 1 か月分をまとめてお振込をさせていただきます。）

【参考】

例：設計住宅性能評価の場合

成果物は「設計住宅性能評価書」になりますので、評価書の発行が 2019 年 10 月 1 日以降になる場合は消費税率 10% が適用になります。



【注意】

- 消費税率の引き上げの適用は申請時期に関係しませんので、既に申請させている物件も対象になります。
- 建設住宅性能評価申請は、竣工検査日を基準日とさせていただきます。
- 適合証明申請は、中間検査・竣工検査のそれぞれの通知書交付日が切替えの対象日になります。
（現在中間検査時に竣工検査手数料をご請求しておりますが、当面は別々に請求をさせていただきます。）
- F-2web による申請の場合は、基本情報の「交付希望日」の日付を参考に判断させていただきます。
- 建築確認申請は、消費税非課税です。